

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月1日

契約事務責任者
独立行政法人農畜産業振興機構
理事 塩島 勉

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 平成22年度自家用自動車運行管理請負業務
- (2) 業務内容 仕様書等のおり
- (3) 契約期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日
- (4) 履行場所 都内全域及び首都圏を中心とする都外

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等取扱要領」（抜粋）

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るた

めに連合した者

- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の次期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の要件を満たす者であること。

- ア 入札時において、農畜産業振興機構競争参加資格者名簿「運送」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- イ 平成22年3月3日（水）15時までに、別表に掲げる証明書等を3の（1）の問い合わせ先に提出し、条件を満たすと確認された者。なお、郵送にて提出する場合は、上記期限までに届いたもののみ有効とする。

3 契約条項を示す場所及び証明書等の提出先等

(1) 問い合わせ先（契約条項を示す場所及び証明書等の提出先）

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル南館3階

独立行政法人農畜産業振興機構総務部総務課

電話番号：03-3583-8487（担当：佐々木、北原）

FAX番号：03-3583-8472

メールアドレス sasaki-k@alic.go.jp

(2) 仕様書等の交付日時

平成22年2月17日（水）～3月2日（火）

（10：00～17：00 ただし12：00～13：00 及び土日祭日を除く。）

4 入札並びに開札の日時及び場所

(1) 入札

ア 日時：平成22年3月5日（金）14時～14時10分

イ 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館3階総務部会議室

(2) 開札

入札後、直ちに行う。

5 入札保証金に関する事項

全額免除する。

6 その他必要な事項

(1) 入札説明会

ア 日時：平成22年2月19日（金）16時から

イ 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階大会議室

※ 説明会に参加を希望する者は、3の(1)の問い合わせ先のメールアドレスあてに、社名及び参加者名並びに参加人数を明記の上、2月18日（木）15時までに参加申込みを行うこと。

（メール件名：平成22年度自家用自動車運行管理請負業務説明会参加申込）

なお、参加人数は各社2名までとする。

(2) 仕様書等に対する質問事項

質問がある場合には、3の(1)の問い合わせ先のメールアドレスあてに、2月26日（金）15時までに問い合わせること。

（メール件名：平成22年度自家用自動車運行管理請負業務に関する質問事項）

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

別表

自家用自動車運行管理業務に係る証明書等

	要求事項	提出書類
1	直近の1年間において自動車運行業務の請負実績があること。	自動車運行管理業務契約書の写し等
2	財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者であること。	プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し
3	自動車運行管理業務に従事する者に対して、運転従事業務等に関する教育研修制度が確立されていること。	自動車運行管理業務従事者に対する研修教育の実施状況
4	自動車運行管理業務において、交通事故防止対策及び事故が発生した場合、迅速かつ責任ある対応により万全な事故処理が可能であること。	交通事故防止対策及び事故発生時の対応体制
5	自動車運行管理業務に専従する者が休暇を取得する場合等において、交替対応が可能な運行管理体制が確立されていること。	交替対応が可能な運行管理体制
6	<p>自動車運行管理業務に、以下の要件をすべて満たす者を専従させることができること。</p> <p>ア 自動車の運転経歴実績5年以上の者を従事させることが可能であること。</p> <p>イ 健康状態に問題のないこと。</p> <p>ウ 東京都千代田区霞ヶ関に所在する中央官庁の周辺やJR山手線内の道路事情を十分に把握していること。</p> <p>エ 請負会社（現所属先）での運転手経験が連続して3年以上であること。</p> <p>オ 安全運転や接客マナー、守秘義務等に関する研修の受講実績があること。</p> <p>カ 契約時に68歳以下であること。</p>	自動車運行管理業務従事予定者の経歴書、1年以内の健康診断書、社員証、雇用保険証及び研修の受講が確認できる資料等の写し

(注) 落札後、従事予定者が従事できない状況になった場合で、新たに上記要件を満たす者を従事させることができないときは、解約を前提とした協議を実施することとする。